

「ダム再生」の名称について

【案 1】

- 1) ダムリノベーションビジョン
- 2) ダムイノベーションビジョン、ダム革新ビジョン

※リノベーション (renovation) (デジタル大辞泉)

- 1 刷新。改善。
- 2 修理。修復。

[補説]近年では、建築物の改造についていうことが多い。特に、古い部分の補修や内外装の変更程度にとどまるリフォームに対し、増築・改築や建物の用途変更など、資産価値を高めるための大規模な改造をさす。

※イノベーション (innovation) (デジタル大辞泉)

- 1 新機軸。革新。
- 2 新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。シュンペーターの用語。また、狭義には技術革新の意に用いる。

【案 2】

ダム創生ビジョン

※創生 (デジタル大辞泉)

(スル)初めて生み出すこと。初めて作ること。

※創生の用例

地方創生：

国内の各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくること。魅力あふれる地方のあり方を築くこと。(Weblio)

まち・ひと・しごと創生法 (目的)：

(略) 国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること (以下「まち・ひと・しごと創生」という。) が重要となっていることに鑑み、(略)

【案3（原案）】

ダム再生ビジョン

※再生の用例

再生医療：

失われた細胞・組織・器官を再生し、機能を回復させる医療。皮膚移植・骨髄移植・臓器移植などの医療。究極的にはES細胞やiPS細胞などの分離培養による組織そのものの再生を目指す。（デジタル大辞泉）

民事再生：

経営不振に陥った企業を倒産させずに事業の再生を図る、再建型の法的整理の手続きの一つ。（デジタル大辞泉）

民事再生法（目的）：

（略）当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図る（略）

都市再生特別措置法（目的）：

（略）近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図り（略）

地域再生法（目的）：

（略）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を（略）